広島県告示第九十号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和五年一月三十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
一　使用料 （略） 備考　（略）	一　使用料 （略） 備考　（略）

一　使用料

センターの区分	種別	単位	金額	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
東部工業技術センター	一　測定機器、試験機器及び分析機器			（略）
	1―37　（略）	（略）	（略）	
	38　振動試験機	一時間	二、〇〇〇円	
	39―88　（略）	（略）	（略）	
	二・三　（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

一　使用料

センターの区分	種別	単位	金額	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
東部工業技術センター	一　測定機器、試験機器及び分析機器			（略）
	1―37　（略）	（略）	（略）	
	38　振動試験機	一時間	七〇〇円	
	39―88　（略）	（略）	（略）	
	二・三　（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）